

平成29年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年3月24日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席委員 藤井委員長，小葉松委員，須田委員，青田委員，山本委員
- 4 欠席委員
- 5 事務局 小林生涯学習部長，木村学校教育部長，佐藤生涯学習部次長，
鶴喰生涯学習部次長，阿部管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
 - 日程第1 議案第1号 学校職員の人事に関し，議決を求めることについて
 - 日程第2 議案第2号 函館市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第3 議案第3号 函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第4 議案第4号 函館市北洋資料館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 議案第5号 函館市芸術ホール条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第5 議案第6号 函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第6 議案第7号 函館市民プール条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第7 議案第8号 函館市スポーツ振興審議会委員の解嘱に関し，議決を求めることについて
 - 議案第9号 函館市スポーツ振興審議会委員の委嘱に関し，議決を求めることについて
 - 議案第10号 函館市スポーツ推進委員の解嘱に関し，議決を求めることについて
 - 議案第11号 函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し，議決を求めることについて
 - 日程第8 議案第12号 教育財産の廃止に関し，議決を求めることについて
 - 日程第9 報告事項 ・重要文化財旧函館区公会堂の保存活用計画の策定について

■藤井委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に、小葉松委員、須田委員を選任。
- 本日の日程のうち、日程第1、議案第1号、「学校職員の人事に関し、議決を求めることについて」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので、秘密会とさせていただきます。

- それでは、日程第1、議案第1号、「学校職員の人事に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■藤井委員長

- 議案第1号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第2、議案第2号、「函館市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第2号、「函館市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、函館市立戸倉中学校と函館市立亀尾中学校の統合に伴い、規定を整備するものである。
- 改正の内容については、亀尾中学校の通学区域を戸倉中学校の通学区域に加えるものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成29年4月1日とするものである。

■藤井委員長

- 議案第2号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第2号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3、議案第3号、「函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る

■学校教育部長

- 議案第3号、「函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するものである。
- 改正内容であるが、法改正に伴い、引用している条項に変更が生じるものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成29年4月1日とするものである。

■藤井委員長

- 議案第3号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第3号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4、議案第4号、「函館市北洋資料館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」および議案第5号、「函館市芸術ホール条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第4号および議案第5号について、順次、説明する。
- まず、議案第4号「函館市北洋資料館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本議案については、北洋資料館の入館に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとする北洋資料館条例の一部改正に伴い、規定を整備するものである。
- 改正の内容であるが、第3条中、「入館料」を「利用料金」に改めるものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。
- 次に、議案第5号「函館市芸術ホール条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本議案については、芸術ホールの施設または附属設備もしくは備付物件の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとする芸術ホール条例の一部改正に伴い、規定を整備するものである。
- 改正の内容であるが、第7条から第9条まで、および、別記第7号様式から第10号様式まで削除するものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。

■藤井委員長

- 議案第4号および議案第5号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第4号および議案第5号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第5、議案第6号、「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第6号、「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、昨年12月に開催された平成28年第4回市議会定例会に函館市地域体育施設のうち、恵山プールの廃止についての条例改正を提案し、可決されたことに伴い、条例施行規則についても、規定を整備するものである。
- 改正内容であるが、第3条のほか恵山プールに係る規定を削ろうとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成29年4月1日とするものである。

■藤井委員長

- 議案第6号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第6号については、原案のとおり決定する。

- 次に、日程第6、議案第7号、「函館市民プール条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第7号「函館市民プール条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、函館市民プール条例の一部改正に伴い、規定を整備するものである。
- 改正の内容であるが、第1条以下の改正について、他の公共施設に係る規則の規定との整合性を図るために記載のとおり改正しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成30年4月1日とするものである。

■藤井委員長

- 議案第7号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第7号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第7、議案第8号、「函館市スポーツ振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」から議案第11号、「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第8号から議案11号の4件について、順次、説明する。
- まず、議案第8号、「函館市スポーツ振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、現委員 本間 恵子氏を、平成29年3月24日をもって解嘱しようとするものである。
- 次に、議案第9号、「函館市スポーツ振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱委員の後任として、高井 真澄美氏を、平成29年3月24日から前任者の残任期間である、平成29年12月21日まで委嘱しようとするものである。
- 次に、議案第10号、「函館市スポーツ推進委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの申し出により、現委員 日向 稔氏を、平成29年3月31日をもって解嘱しようとするものである。
- 次に、議案第11号、「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、原子 はるみ氏および河原塚 由紀氏を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで委嘱しようとするものである。

■藤井委員長

- 議案第8号から議案第11号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第8号から議案第11号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第8、議案第12号、「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■ 生涯学習部長

- 議案第12号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 恵山郷土博物館については、平成28年3月31日をもって廃止となっているが、「旧恵山郷土博物館」として、引き続き教育委員会が所管しているところである。
- 今月末には、建物の解体工事が完了する予定であり、恵山支所から同敷地について、恵山つつじ公園の敷地として管理したいとして、財産の移管について依頼があり、教育委員会としては、今後、使用予定がなく、移管による教育行政への支障はないものと判断し、平成29年3月31日をもって教育財産を廃止し、恵山支所に引き継ごうとするものである。

■ 藤井委員長

- 議案第12号について、何かあるか。

(意見なし)

- 議案第12号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第9、報告事項、「重要文化財旧函館区公会堂の保存活用計画の策定について」報告を求める。

■ 生涯学習部長

- このたび、重要文化財旧函館区公会堂の保存活用計画を策定したので、計画書を配付するとともに報告する。
- 旧函館区公会堂は、明治43年に市民の集会所として建てられた函館を代表する洋風建築の建物で、昭和49年に国の重要文化財に指定されている。
- 昭和55年から57年にかけて大規模な保存修理を行い建築当時の姿に復元されたが、修理から30年以上が経過していること、また、平成26年度に実施した耐震診断により耐震補強が必要ながことが判明したことから、耐震補強を含む保存修理を実施することとしている。
- この保存修理に先立ち、公会堂の将来的な保存と活用についての計画となる保存活用計画を策定するため、昨年度から検討委員会を設置して協議を重ねてきたが、先日、計画書としてとりまとめたので、報告する。
- 公会堂の保存管理や環境保全、防災、活用の4点について将来にわたる方向性や考え方などを国の指針に基づいて定めたものとなっている。なお、公会堂の保存修理については、国の予算の関係で着工が少々遅れることとなったが、平成29年度末までには着手できるよう文化庁などと協議を進めているところである。

■ 藤井委員長

- ただいまの報告について、何かあるか。

■ 須田委員

- 外観上、何か変化はあるのか。

■ 生涯学習部長

- 外観は特に変化はない。展示の仕方であるが、ICT技術を活用しながら展示物を説明することを現在考えている。また、検討委員会でも議論となったが、エレベーターの設置については、重要文化財ということ踏まえ設置しないこととした。可搬式階段昇降機を

設置や正面玄関にスロープを設置することにより、バリアフリー対策を図ろうと考えている。壁の中に耐震補強材を入れて、耐震性能を高めていこうと考えている。

■須田委員

- 耐震補強工事をすると見栄えが悪くなるケースが多いがどうなのか。

■生涯学習部長

- 壁の中に入れ込むということで外観ではわからない形になる。

■藤井委員長

- 休館の期間はどの程度を予定しているのか。

■生涯学習部長

- 平成30年3月から概ね3年間を予定している。工事の際は、塀囲いをするが、外から中が見えるような工夫をしていきたいと考えている。

■藤井委員長

- これで報告事項を終了する。

■終了宣言

- 午後1時50分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 須 田 新 崇

調製者庶務係 若 崎 友 哉